

平成22年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

青少年・文教課 (内線：7022)

8目 私立学校振興費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (繰入金)	一般財源	
[私立学校就学サポート事業] 私立学校生徒授業料等減免補助金	48,508	150,384	△101,876	844		8,610	39,054	
トータルコスト	49,315千円 (前年度151,213千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金の申請書の審査、交付決定、補助金の支払い							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

私立高等学校等に在籍する生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、授業料、施設設備費等の生徒納付金を減免している私立高等学校等の設置者に対して助成を行う。

2 主な事業内容

(単位：千円)

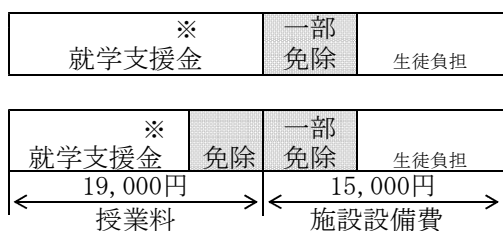
区分	予算額	補助率	事業内容
私立高等学校等生徒授業料減免事業	25,807	定額 (うち国庫定額)	私立高等学校に在籍する生徒に対し、経済的な理由により授業料、施設設備費等を減免する高等学校に対し助成 対象校：7校 免除見込者数：全免360人、半免対象者なし
専修学校(技能連携施設)	13,566	定額	私立専修学校(技能連携施設※)に在籍する生徒に対し、経済的な理由により授業料を減免する専修学校に対し助成 (※技能連携施設は、通信制高等学校と連携した学校) 対象校：3校 減免見込者数：全免25人、半免69人
専修学校(高等課程)	159	定額	私立専修学校(高等課程)に在籍する生徒(中学卒業者)に対し、経済的な理由により授業料を減免する専修学校に対し助成 対象校：5校 免除見込者数：全免2人、半免対象者なし
私立中学校生徒授業料減免事業	8,976	定額 (うち国庫定額)	私立中学校に在籍する生徒に対し、経済的な理由により授業料を減免する中学校に対し助成 対象校：2校 減免見込者数：全免24人、半免40人

【昨年度との変更点】

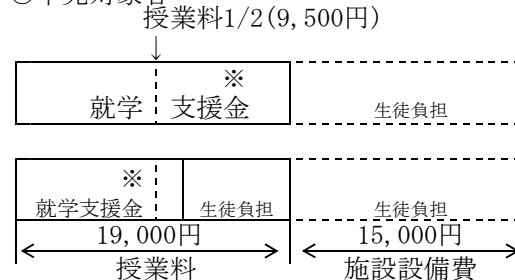
高等学校及び専修学校(高等課程)

区分	全額免除制度	半額免除制度
昨年度との変更点	国において、「高等学校等就学支援金」が創設されたことに伴い、授業料から就学支援金を控除した残額について助成を行う。	いずれの者も授業料の半額を超えて就学支援金が支給され、生徒負担が半額以下に軽減されることから、減免が生じない。ただし、就学支援金が支給されない者については、従来どおり半免の対象とする。

○全免対象者



○半免対象者



※就学支援金は収入に応じて月額9,900円、14,850円、19,800円(授業料を上限)が支給される。

*就学支援金の支給されない学校(専修学校(技能教育施設)及び中学校)については、従前どおり。

3 これまでの取組状況、改善点

私立高等学校における経済的負担を軽減するため、授業料と併せて納付される施設設備費等についても、助成の対象とした。(平成21年度6月補正)